平成２２年（フ）第２８４３号
福岡市東区二又瀬新町14番20号
破産者　株式会社エス・エフ・シー
異議申述期間　平成23年９月14日まで
平成23年７月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３２号
福岡県筑紫野市大字永岡833番地２　筑紫野スカイマンション607号
破産者　谷口　健一
異議申述期間　平成23年９月15日まで
平成23年７月15日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６１３０号
東京都台東区上野１丁目７－４－2003、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区八幡３丁目９－14－1003
破産者　山岸　潤一
免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
平成23年７月19日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２２年（フ）第２９５号
北海道苫小牧市元中野町３丁目９番12号　元中野アパート101
破産者　樋川　勝彦
１　決定年月日　平成23年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５１号
東京都世田谷区代沢５丁目35番７号
清算株式会社　株式会社美エンタ
代表清算人　島田　栄次
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第５号
奈良県天理市南六条町元柳生方75番地の１
清算株式会社　大阪不二サッシ建材株式会社
代表清算人　齋藤　伸二
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第７号
香川県観音寺市坂本町５丁目18番37号
清算株式会社　コック食品株式会社
代表清算人　津村　精一
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（ヒ）第８号
香川県観音寺市坂本町５丁目18番37号
清算株式会社　株式会社関空デリカ
代表清算人　森　　公一
１　決定年月日　平成23年７月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１００３号
兵庫県篠山市高屋150番地
清算株式会社　株式会社六甲パッケージ
代表清算人　池田　良治
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
愛媛県今治市常盤町４丁目１番地１
再生債務者　株式会社ナウシス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　愛媛県今治市南宝来町２丁目３番地７　弁護士法人しまなみ法律事務所　弁護士　寄井真二郎
平成23年７月14日　松山地方裁判所今治支部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
滋賀県栗東市上鈎115番地１
再生債務者　共栄物産株式会社
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年10月６日から平成23年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第１０号
名古屋市中川区助光３丁目101番地
再生債務者　医療法人愛美会
特別調査期間　平成23年８月８日から平成23年８月18日まで
平成23年７月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４号
大阪市西区境川１丁目６番３号
再生債務者　株式会社ホリスチール
１　決議に付する再生計画案　平成23年６月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月23日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月９日
平成23年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目３番９号
再生債務者　株式会社谷﨑建具
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月13日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年７月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再）第２号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目３番１号
再生債務者　株式会社マンモス漁具
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年７月14日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成１９年（再）第２９号
大阪市浪速区敷津東３丁目６番16号
再生債務者　大阪木津魚市場株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止

平成２０年（再）第７号
横浜市中区伊勢佐木町６丁目140番地７号
再生債務者　株式会社モンパルノ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年７月15日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３９号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原734番地３
再生債務者　佐藤　　孝
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第１３号
岐阜県恵那市山岡町久保原1153番地
再生債務者　松村化成こと　松村　康敬
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月４日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月18日から平成23年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部